

4 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員の服務違反（令和4年度）

| 区 分 | 内 容 | 処分等者数 (人) |
|----------------------|--|--------------|
| 秘密を守る義務違反 | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。 | 0 |
| 政治的行為の制限違反 | 職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。 | 0 |
| 争議行為等の禁止違反 | 職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。 | 0 |
| 営利企業等の従事制限違反 | 職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。 | 0 |
| 欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等 | | 0 |
| 公職選挙法違反 | | 0 |
| 休暇の不正利用・虚偽申請 | | 0 |
| 職場内秩序びん乱 | | 0 |
| セクシュアル・ハラスメント | | 2 |
| 教職員による児童生徒に対する非違行為 | | 4 |
| 通常業務処理不適正 | | 2 |
| 公金官物処理不適正 | | 0 |
| その他（上記に属さない職務上の非違行為） | | 3 |

(2) 営利企業等の従事許可（令和4年度）

| 許可件数 | 従 事 内 容 |
|------|---|
| 99件 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種審査会等委員 ・各種研修会等講師 ・農作業補助 ・スポーツ指導員・審判 ・原稿執筆・出版 ・日本語教室補助 ・不動産賃貸 ・自著が問題集等に使用されることに伴う著作権使用料 ・試験監督官等（技能検定補佐員、危険物試験管理員等） ・公民館講座の講師 ・合唱活動のピアニスト ・地域支援（特定外来生物の駆除、独居世帯の支援） ・労働力調査の調査員 ・選挙管理員（参議院選挙、知事選挙、市町村選挙） ・互助組合役員 ・イベントへの出演（バルーンアート、ハーモニカの演奏等） ・太陽光電気の販売 ・サッカー大会審判員 ・国民体育大会サッカー競技長野県コーチ |